

## 市民税・都民税の申告および 所得税の確定申告について

### 市役所での市民税・都民税の申告

市役所で市民税・都民税の申告と相談を受け付けます。

【期間】2月18日(月)～3月15日(金)

【会場】市役所2階204・205会議室

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2333・2337)へ。

### 夜間・休日申告窓口

2月24日(日)に休日申告窓口を、2月28日(木)、3月11日(月)に夜間申告窓口を開設します。詳細は下表をご覧ください。

なお、休日・夜間申告相談窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

### 申告が必要な方

① 31年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

② 給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方

③ 給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

④ 31年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方(例) ① 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

申告の必要がない方

① 前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

東村山税務署での所得税の確定申告

【開設期間】土曜・日曜日を除く2月18日(月)～3月15日(金) ▼提出日 午前8時半～午後5時 ▼相談日 午前9時～午後5時(午前8時半～午後4時受け付け)

※2月24日、3月3日は日曜日ですが、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は国税

の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

③ 同居者の税法上の扶養になっっている方

※合計所得金額が1000万円を超えている方の配偶者は申告が必要な場合があります。

④ 30年中から継続して生活保護の生活扶助を受けている方

前年中に収入がなかった方も市民税・都民税の申告を

30年中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかつた方の記入欄」にその旨を記入し提出してください。申告書を提出することにより、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

市民税・都民税の申告書が届かない方

申告書は昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かないときは、課税課市民税係へご連絡ください。

なお、申告書などは、上の原簿が丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています。

の領収、納税証明書の発行、電話での相談は行いません。

【会場】東村山税務署(東村山市本町1ノ20ノ22)

【注意】駐車場は使用できません。車での来署はご遠慮ください。詳しくは同署個人課税第一部 ☎042・394・6811

申告に必要なもの

申告書 ▼ 印鑑 ▼ 個人番号確認書類(通知カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

▼ 源泉徴収票(30年分) 市民税・都民税申告時のみ源泉徴収票がない場合は30年中の収入の分かるもの ▼ 控除のための必要書類(生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、医療費の明細書、障害者手帳、要介護の方は障害者控除対象者認定書、勤労学生は在学証明または学生証など)

※マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで個人番号と本人確認ができます。

所得税の確定申告をする方は、個人番号確認書類および本人確認書類の写しが必要です。

ご注意ください

市役所で受けられる確定申告は、次のものに限ります。

① 提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

② 簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方(A様式の範囲でも雑損控除・住宅ローン控除1年目の方などは受け付けできません)

※市役所では、確定申告書の作成ができません

国税庁ホームページでの確定申告書の作成ができません

確定申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することができません。詳細は同庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

確定申告書は税務署への郵送や市役所2階の専用ポストでも提出できます

3月15日(金)まで、市役

### 市役所の申告受付日時

会場	日程	受付時間
通常窓口	2月18日(月)～3月15日(金)	申告書作成に補助が必要な方＝午前8時半～午後4時 提出のみの方＝午前8時半～午後5時
休日申告窓口	2月24日(日)	申告書作成に補助が必要な方＝午前9時～午後3時半 提出のみの方＝午前9時～午後4時
夜間申告窓口	2月28日(木)、3月11日(月)	申告書作成に補助が必要な方＝午後4時～7時半 提出のみの方＝午後4時～8時

## 30年中の市内の交通事故について

30年中の市内の人身事故件数は260件で、昨年より8件減少しました。一方で、中学生以下の子どもが関与する事故は19件、65歳以上の高齢者が関与する事故は98件ありました。また、自転車に関与する事故は109件で、身近な移動手段である自転車が当事者となる事故が、全体の4割以上を占めていました。市では、春・秋の全国交通安全運動や冬のTOKYO交

総事故件数		中学生以下の子どもが関与した事故	
年	件数	年	全体に占める割合
30年	260件	30年	19件 7.3%
29年	268件	29年	22件 8.2%

  

自転車に関与した事故		65歳以上の高齢者が関与した事故	
年	件数	年	全体に占める割合
30年	109件 41.9%	30年	98件 37.7%
29年	114件 42.5%	29年	98件 36.6%

## 夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税等の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。 ※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。 【日時】夜間納税相談窓口 2月28日(木) 午後8時～23時 休日納税相談窓口 2月23日(日) 午後9時～午後4時

### 納税にご協力を

2月28日(木)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアでお納めください。 詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

## 市のガイドブック

### 「暮らしの便利帳」に 広告を掲載しませんか

市では、官民協働事業として株式会社サイネックスと協定を結び、市のガイドブック「暮らしの便利帳」を今年6月に発行して、市内全世帯に無料配布を行う予定です。現在、市内で事業を営む皆さんに対して、便利帳に掲載する広告を広く募集しています。

#### 《号の主な内容》

- ・納税の注意(納税期限、納税方法)
- ・自転車等駐車場利用登録(2次募集)を受け付けます
- ・ペットの飼育主の皆さんへ飼育マナーとルールを確認を
- ・30年度成人用肺炎球菌定期予防接種がもうすぐ終了します

【注意】広告料の先払い要求は絶対ありません。同事業をかたった詐欺行為にご注意ください。詳しくは同社東京埼玉支店 ☎04・2968・8494、発行についてが、市秘書広報課 ☎470・7708へ。